

この号の内容

1 就任のご挨拶

2 自治体短信

大分県の「いま」

千葉県千葉市の「いま」

3 Q & A

②庁内体制の構築の
ポイント



就任のご挨拶

7月11日付で、地域福祉課長を拝命しました金井です。私は、生活困窮者自立支援法の検討段階、社会保障審議会が特別部会を開催していた頃に社会・援護局に在籍し、その後の異動を経て、この度、担当課長をさせていただくことになりました。

この制度の目標の一つは「困窮者支援を通じた地域づくり」。地域においてさまざまな取組が必要になります。厚生労働省においても、現場において活用しやすい制度となるよう、自治体の皆様と二人三脚で検討を進めていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

さて、この制度が求められる成果を上げるためには、支援を担う人材の養成が極めて重要です。この点、去る7月14日から自立相談支援事業従事者養成研修がはじまりました。本研修会の開催に当たっては、企画委員や講師の先生方に準備段階から精力的に関わっていただき、充実した内容になったと考えています。今後、各自治体の皆様におかれましては、都道府県主催の研修会等にも積極的に御参加いただき、法施行に向けた準備を更に進めていただきますようお願い申し上げます。

平成26年7月23日

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課長 金井 正人



自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



大分県の「いま」～地域福祉と生活困窮者支援

大分県福祉保健部地域福祉推進室 内田 康友

大分県は、中核市の大分市を含めた14市と、3町1村の計18市町村で構成されており、県の総人口は約118万人です。県は、町村部で2箇所福祉事務所を設置しています。

県のスタンス

本制度は個別的で包括的な切れ目ない支援を地域で実施するものであり、これはまさに地域福祉そのものであると考え、取組みを行ってきました。

具体的には、平成25年度から開始した日出町（ひじまち）でのモデル事業を通じて体制構築のノウハウを蓄積し、他の町村部での実施に役立てるとともに、14市との課題共有等を行い、県内での支援水準の均一化にも取り組んでいます。

日出町でのモデル事業

日出町（人口約2万8千人）においては、県から日出町社会福祉協議会に委託してモデル事業を実施しています。

中でも、生活困窮に陥る可能性のある方々に対し、可能な限り早期の支援を行うことで、自立を促進することを重視し、民生委員・児童委員や自治会役員に対する周知を行うとともに、アンケート調査を通じた対象者の掘り起こしなどに取り組んでいます。

その結果、相談実績としては、来所や電話相談の割合が多い一方、全体の3割は、訪問による把握や、町役場や民生委員、関係機関から紹介されたケースとなっており一定の成果を挙げていると考えています。

関係機関との情報共有

モデル事業を進める上での課題のひとつは、関係機関との情報共有の方法ですが、県事業という特性上、住民の情報を多く持つ町との間の具体的な仕組みづくりが必要となります。

その基盤をつくるため、町長と町の幹部職員に対して、県から直接、制度説明を行いました。

現在は、町の福祉担当部署が庁内の一元的な窓口となり情報共有を行っています。より円滑で効率的なものとするため、県と町とで明確なルールづくりに向けた協議を重ねています。

また、町では、生活困窮者支援は部局を横断する課題であることから、副町長をトップとした生活困窮者支援のプロジェクトチームを立ち上げる準備が始まっています。

庁内連携体制

一方、今年度は「地域福祉支援計画」の改訂の年であり、平成25年度から関係部署との協議の場として、庁内連絡会議を設置しています。

新たな計画では、「孤立させない地域づくり」をテーマに掲げ、その柱の一つとして「生活困窮者の支援体制」を据えて協議をしており、地域のネットワークの構築について話し合う中で、部署間で協力し合える関係づくりを進めています。

具体的には、雇用関係部署とは、中間的就労の開拓について、既存のツールを活用する方策を検討しているところです。

生活困窮者支援体制検討会議

また、関係機関への制度説明会は、平成25年度に既に3回実施しましたが、今年度はそれに加え、市町村や関係機関を集めて「生活困窮者支援体制検討会議」を開催しています。

国の進捗状況調査等を活用し、相談支援体制の整備方法や任意事業の実施方針などについて、相互に情報交換を行っています。

地域資源の開発

さらに、モデル事業を実施する中で、一時的な住居を提供する手立てが県内には少ないことを実感しました。

その上で、日出町では、地域の社会福祉法人との話し合いを経て、当該法人自らが、法に定める一時生活支援事業ではなく社会貢献の一環として無料低額宿泊所を設置することを選び、準備に取りかかっています。こうした取組を県内に広げるため、団体を通じた働きかけを行っているところです。

他にも、就職や転居に当たって必要となる保証人を確保する仕組みや、医療を必要とする生活困窮者に対する無料低額診療事業の充実について検討するなど、支援ツールを増やすべく関係機関との協議を始めました。

まだ具体化された取組ばかりではありませんが、今後も地域を巻き込んだ体制づくりを進めていくこととしています。





千葉県千葉市の「いま」～地域づくりのための新たな試み

千葉市保健福祉局保護課自立支援班 主査 豊田 和宏

本市は、千葉県のほぼ中央部にあり、東京から約 40 km 東に位置しています。平成 4 年 4 月 1 日、全国で 12 番目に政令指定都市へ移行し、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区の計 6 つの区で構成しています。郊外や臨海部を中心に大規模な住宅団地が多くある一方、自然も多く残されています。また、プロ野球チームの「千葉ロッテマリーンズ」やサッカー J 2 の「ジェフ市原・千葉」のホームタウンでもあります。

保護の動向については、平成 26 年 5 月現在で、被保護世帯 14,991 世帯、被保護人員 19,539 人、保護率 2.02% となり、10 年前と比べると各々約 2 倍増加し、生活保護費も今年度当初予算ベースで 330 億円と増加し続けています。

モデル事業実施状況

モデル事業実施にあたり、平成 25 年 5 月から計 3 回、庁内の関係各課の課長等で構成する庁内関係者会議を開催し、実施手法・実施場所・実施事業等について協議しました。実施手法については、直営よりも民間事業者の方がノウハウは豊富であり、利用者の利便性が期待できるとの観点から、基本的には委託としました。実施場所については、本市の中心街である「中央区」及びユニバーサル就労を实践する「生活クラブ」や「フードバンクちば」などの困窮者への支援団体があります「稲毛区」にしました。実施事業については、自立相談支援事業だけでは生活困窮状態

からの脱却は困難であることから、就労準備支援事業、家計相談支援事業をセットで実施することにしました。また、就労準備支援を経てもなお、直ちに一般就労に就けない方もいらっしゃるの、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進を直営で実施することとしました。なお、事業者の選定についてはプロポーザル（企画提案）方式を採用しました。

平成 25 年 12 月、「千葉市生活自立・仕事相談センター中央」（中央保健福祉センター内）と「千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛」（稲毛保健福祉センター内）がオープンしました。運営については、中央が「千葉市社会福祉協議会」、稲毛が全国でも珍しい 3 つの企業がジョイントする「応援ネットワークちば企業体」が行っています。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進については、市内の福祉施設を経営する社会福祉法人と NPO 法人を対象に、説明会（ユニバーサル就労の見学付き）を開催したところ、延べ 66 団体 87 人の参加があり、今年度も引き続き警備業やビルメンテナンス業を対象に実施します。また、今年度から貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の中学 2 年生及び 3 年生を対象とした学習支援事業を直営で実施しています。

法施行に向けた課題と解決方法

平成 27 年 4 月からの生活困窮者自立支援法の施行に向けてモデル事業の実績を踏まえた体制を構築しなければなりません。

本市ではモデル事業実施にあたり、潜在的に生活困窮に至る可能性がある方々を把握している市税・国保料徴収部門などのほか、民生委員、町内自治会などに連携を依頼しているところですが、中央と稲毛の新規相談者数を人口 10 万人当たりの月平均に換算すると、中央が 7.8 人、稲毛が 13.8 人となり、決して相談者が多いとは言えません。言い換えれば、全ての生活に困窮している方々が相談窓口に来所や電話するとは限らないということだと考えています。



千葉市生活自立・仕事相談センターでは、経験豊富な相談員が懇切丁寧に、仕事・失業・病気・人間関係・将来のことなど、ひとり一人の悩みに応じた解決策を考え、寄り添いながら生活立て直しのお手伝い致します。

千葉市生活自立・仕事相談センター中央 千葉市生活自立・仕事相談センター稲毛



開設時間は、毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時30分（土日祝日、年末年始休業を除く）に相談は、電話、FAX、電子メールでも可能です。

そこで、本年 7 月から新たな試みとして、生活に困窮している方々も利用されていると考えられるインターネットカフェ等の店内に相談窓口のカード式チラシを配架し、それを見た方々が中央と稲毛の相談窓口を利用するきっかけとなるよう、日本複合カフェ協会を通じて市内の店舗に依頼しているところです。

これは一例ですが、支援の必要な生活困窮者を把握するための取組を今後も積極的にすすめていきたいと考えています。

（短信を拝見して）大分県では、市町村への働きかけや社会資源の開発に向けた取組をしっかりと進めておられるようです。また、千葉市の取組から、困窮者の早期発見のための取組が大切であると改めて感じました。取組の紹介、感謝いたします。（た）

Q&A 「こんなとき」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q

庁内体制を構築することの理解が得られず、苦勞しています。会議も一度開きましたが、積極的な意見はあまり出ず、このままでは形骸化してしまうかもしれません。（自治体職員）

A

「生活困窮者自立支援制度の構築に向けたポイント」にあるとおり、庁内体制の構築は、とりわけ取組を進める初期の段階で、非常に重要なポイントになると思います。

その中でも最初の課題は、主管部局をどこにするかということです。生活困窮者支援を包括的かつ効果的に実施する観点から、全庁的に検討することが必要ですが、どの部局が対応するにせよ、部局横断的な体制を組むことが重要です。庁内体制の構築とは、具体的には、関係部署とどのように連携するかということだと考えれば、イメージできると思います。ここでは「発見」のための庁内連携と「支援」のための庁内連携について、説明します。

「発見」のための庁内連携

本制度において、生活困窮者の「早期発見・早期把握」は大変重要です。もちろん自ら相談に来られる方もいらっしゃいますが、複合的な課題を抱えている方、社会的なつながりを失っている方などをいかに「発見」し、つなぐかが大切となります。

庁内には、住民に直接対応する関係部署がたくさんありますが、相談者が自立相談支援機関につながらなければ具体的な支援を提供することができません。そうした関係部署と「連携」することから検討しましょう。

生活保護の相談に訪れたものの保護に至らなかった方、住民税、国民健康保険料（税）、水道料金、給食費、保育料などを滞納している方などが本制度の対象として想定されます。さらに、就労相談、健康相談、消費生活相談、DV相談、家庭児童相談などの利用者のなかにも対象者が含まれると考えられます。

「支援」のため庁内連携

また、庁内には、支援の提供に関係する部署もたくさんあります。「支援」のための連携は、庁内の「社会資源」を把握することからはじまります。どの部署がどのようなサービスを提供しているのかをリスト化し、手続や要件を確認することが重要です。また、具体的な支援に当たっては、本人のニーズや支

援の方向性を共有することが重要となるでしょう。自立相談支援機関が音頭を取ってそれぞれの部署の役割を明確にしたうえで、一貫した支援を提供すれば、相談者は安心して支援を受けることができるようになります。

庁内連携がうまくいっているとき、連携の中身は具体的なものとなり、また、メンバー同士は「顔が見える」関係になっていると思います。こうした連携のかたちをめざすことが大切です。

体制構築にあたっての留意点

ご質問にある「庁内体制の構築に理解が得られない」理由については、いろいろあると考えますが、具体的な依頼の前に新制度の理念や概要を共有する場を持つこと（最初の検討課題が「法の趣旨の理解」となっているのはそのためです）、庁内連携がなぜ必要なのかや連携の具体的な「すがた」を示すこと（自立相談支援機関では何ができるのか、関係部署には何をしてほしいのかを具体的に伝えること）ができていない場合も多いようです。紹介ルールを具体的に設定し、「こういう状態にある人（月に何人くらい）紹介してほしい」という明確なやり取りをすることも大切です。

また、庁内連携がうまくいっている自治体では、いきなり会議を設定するのではなく、幹部の方に早めに相談したり、担当者レベルで事前に相談するといった根回しも上手に行っています（当省が作成した首長さん向けの説明資料も是非ご活用ください）。

どの自治体でも生活困窮者に関する課題は存在しています。公租公課の担当部署や各種相談窓口でも、対応に苦慮していることがあるはずです。課題の存在を「見える化」し、新制度の意義を具体的にアピールできれば、手伝ってくれる人は必ず出てきます。一人で悩まないよう、理解者を徐々に増やしていくことが、遠回りのようで近道であると思います。

（自立支援専門調査員 高橋）

※ 自治体短信に執筆いただける自治体を募集しています。また、自治体短信やQ&Aで取り上げてほしいテーマについても意見をいただければ幸いです。